

規制導入の政策評価に関する課題と対応案について

(規制評価 WG と整理中)

1 規制評価の本来目的と現状

- (1) 規制の導入は、特定の規制対象者に権利制限・義務賦課を強いることになることから、**「規制導入による課題の解消・予防の程度」**と**「規制対象者が負うことになる負担の程度」**を明らかにすることが必要。このため、**政策評価においては、これらを公正・客観的なデータで比較考量**（単純な B/C 分析ではない※）しつつ、**社会的コンセンサスの醸成**を図っていくことが重要。

※ 規制導入の検討に際しては、社会全体の効果（課題の解消・予防）のために、特定個々の規制対象者がどの程度の負担を負うことに納得してくれるかが論点となる（社会的コンセンサスの醸成が殊更重視される所以）、単純に B/C 分析することには意味がない。この点、予算投入の正当性を判断するために、社会全体で負担する予算と社会全体に生じる効果とで B/C 分析を行う予算事業とは性質が異なる。

- (2) この場合、規制の導入前においては、**①規制の必要性・有効性・妥当性、②規制対象者の範囲・負担程度、③規制対象者との調整状況**などを明らかにした上で、**規制導入の正当性について事前評価**を行うことが重要。

一方、規制の導入後においては、**上記①②の実績や事前評価時に各方面から指摘された事項への対応状況**などを明らかにした上で、**規制継続等の正当性について事後評価**を行うことが重要。

- (3) しかしながら、現状の規制評価ガイドライン等では上記のような整理が明確にはなっておらず、下記 2 のような課題も発生していることから、**規制評価ガイドライン等の全般的な見直しを検討中（来年秋の臨時会提出法案からの適用を予定）。**

2 主な課題と対応案

① **事前評価書様式は、B/C 分析とベースライン設定に偏重**しており、規制導入の正当性がロジカルに説明される構成とはなっていない。

→ 事前評価書様式を、規制の必要性・有効性・妥当性、規制対象者の範囲・負担程度、規制対象者との調整状況などを説明するための資料として再構築した上で、具体の記載内容・方法を例示。

② **事後評価書様式は、事前評価時の推計値とその後の実績との差分分析に偏重**しており、規制継続等の正当性がロジカルに説明される構成とはなっていない。

※ そもそも、事前評価書で定量化されていないことから、事後評価書で差分分析が行えないケースが多い。

→ 事後評価書様式を、課題の解消・予防の状況、規制対象者の負担状況、事前評価時の指摘事項への対応状況などを説明するための資料として再構築した上で、具体の記載内容・方法を例示。

③ **課題の解消・予防が効果として設定されておらず、また、国民負担である遵守費用も定量化されていないこと**から、両者を比較考量した上での規制導入の正当性の判断を適切に行えないものが多い。

※ 事前評価段階の推計値では定量化は困難であることなどを理由に未記載としているケースが多い。
また、実績値の把握が可能となった事後評価の段階においてもそのまま放置しているケースが多い。

- まずは、規制評価ガイドラインに、課題解消・予防の程度と遵守費用の程度とを比較考量の上で規制導入の正当性を検討することが重要であり、そのためには公正・客観的なデータの収集が肝要であることを明記。
- その上で、事前評価段階で定量化できなかった場合には、事後評価までにどのような指標についてどのような実績値を把握して定量化していくかの工程を事前評価書に記載し、その結果を事後評価書で記載するよう明示。
- また、総務省と協同して定量化の方法・程度を検討するための仕組みを創設するとともに、毎年度定期的に評価書作成に関する説明会を開催するなどして、各府省の取組を支援。

④ **利害関係者等との調整状況や各方面からの指摘事項への対応状況が記載されていない**ため、社会的コンセンサス醸成が進んでいるのかの判断を適切に行えない。

※ 利害関係者等からの意見聴取及びその他の国民からの意見募集が実施されているのかすらも分からない。

- 規制評価ガイドラインに、利害関係者等からの意見聴取及びその他の国民からの意見募集に係る手続を明記した上で、調整・対応の状況について記載するよう明示。